

入所要件について

Q1 夜勤や早朝勤務の場合で、昼間は自宅にいるが睡眠をとっている等の場合にバンビーホームの利用はできますか。

A1 保護者が自宅にいる場合可能な限り家庭保育をお願いします。どうしてもご家庭での保育が困難であれば申請してください。

Q2 就業時間は 16 時 30 分までですが、残業が発生することが常態化しており実態として 17 時までに帰宅できない場合、延長保育の申請はできますか。

A2 申請できます。その場合、勤務先が就労証明書の備考欄に、残業が週何日程度、何時間程度ある等の記載をしたものを提出してください。

Q3 在宅勤務の場合もバンビーホームを利用することはできますか。

A3 勤務中にご家庭での保育が困難な場合は、就労要件を満たしていれば申請いただけます。

Q4 職業訓練校を卒業し就労が変わる場合や、出産後に育児休業を取る場合、継続してバンビーホームは利用できますか。

A4 利用できます。必ず入所要件が変更となる 20 日前に「利用申込内容変更及び延長保育利用中止届」を提出してください。

Q5 申請日時点では仕事が 15 時までに終わるため入所要件に該当しないですが、今後 15 時以降の就労になる予定です。その場合入所の申請はできますか。

A5 申請できます。その場合、勤務先が就労証明書に変更後の就業時間と、備考欄に令和〇年〇月〇日からの就業予定を記載したものを提出してください。（バンビーホームの利用開始はその変更日以降となります。）

入所の申請について

Q6 入所の申請書はどこに提出すればいいですか。

A6 利用を希望するバンビーホームへ提出してください。市役所(出張所含む)窓口での受付はできません。

Q7 公立以外の小学校に入学するのですが、バンビーホームは利用できますか。

A7 利用できます。ただし、小学校からバンビーホームまでは児童に移動していただくことになります。また、バンビーホームの運営は各公立小学校のスケジュールに準じます。

Q8 新年度 4 月から 1 年生でバンビーホームを利用したいが、入所受付期間に受験等により入学する小学校が決まっていない場合、入所の申請はどうすればいいですか。

A8 入所申請時点で入学を予定している小学校から、児童が通うことが出来るバンビーホームへ申請してください。申請後、入学する小学校に変更がありバンビーホームを変更したい場合は、転所の手続きが必要になります。

Q9 新年度4月からバンビーホームを利用したいが、就学見込みや育児休業見込みなどにより、申し込み時点で入所要件が確定していない場合、入所の申請はどうすればいいですか。

A9 4月に利用するときの状態(見込み)で申請してください。申請時に各入所要件の必要添付書類が提出できない場合は、就労外要件申立書の備考欄に提出できない理由、提出が可能となる時期を記入してください。

例)・4月から就学したいが、合格発表がまだの場合

- ・申請時点では未確定だが、4月から育児休業を取得したい場合
- ・4月以降に出産を予定している場合 等

※入所の決定は、添付書類の提出が確認できた後に行います。

Q10 新年度4月から1年生になるが、3月の春休みからの利用はできますか。

A10 利用できません。新1年生は4月1日からの利用になります。

Q11 現在バンビーホームを利用中ですが、新年度の4月もそのまま利用できますか。

A11 毎年度申請が必要となります。新年度4月の利用をご希望の場合は、必ず一斉受付期間(毎年秋頃)内に入所の申請をしてください。

Q12 奈良市外に住んでいるが、奈良市内の小学校に通学を希望する場合、バンビーホームを利用することはできますか。

A12 校区外の通学の場合は、放課後の児童の居場所が、児童の通学する小学校の校区内にあることを前提としているため、バンビーホームの利用はできません。ただし、今後市内に転入や市外へ転出をするため一時的に利用が必要な場合にはご相談ください。

Q13 入所の申込が締め切りに間に合わなかった場合、どうすればいいですか。

A13 新年度5月以降の入所の受付は毎月行っておりますので、翌月以降の利用分として申請をお願いします。

Q14 入所の申請書は郵送でも提出できますか。

A14 原則バンビーホームへ直接提出してください。ただし、申請日時点で市外に在住しており、直接の提出がどうしても困難な方に限り郵送で受け付けます。郵送の場合は奈良市放課後児童育成課へ提出してください。

Q15 入所申請書の申請者氏名は父母のどちらを記入すればいいですか。

A15 どちらでも記入いただいて構いませんが、申請者氏名に記載の方へ放課後児童育成課から入所の決定通知書等の書類の送付をさせていただきます。

Q16 口座振替の登録名義は保護者以外でもよいですか。

A16 申請書に記載する保護者(父母のどちらか)でお願いします。

Q17 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の振替(払込)開始年月は何月を記入すればいいですか。

A17 入所を希望する月、口座を変更したい場合は変更を希望する月を記入してください。

Q18 家族の中に既に利用中の子がおり、後からきょうだいの申込をする場合も全ての申請書類が必要ですか。

A18 児童を監護できないことを証明する書類(就労証明書兼就労状況申立書や在学証明書、診断書等)を除いて全て提出が必要です。

----- 就労証明書について -----

Q19 就労証明書は国の標準的な様式を使用することはできますか。

A19 使用できません。審査に必要な情報が一部不足するため、バンビーホーム申込専用の様式にてご提出ください。

Q20 勤務時間がシフト制などで不規則な場合、就労証明書はどのように提出すればよいですか。

A20 直近で勤務した就業時間を複数記入してください。もしくは就業時間が確認できるシフト表の添付をお願いします。

Q21 フレックス制の勤務形態をとっている場合、勤務時間はどのように記入すればよいですか。

A21 就労先で勤務時間の書き方が定められていない場合は、勤務先が就労証明書に直近の勤務時間の実績を複数記入したうえで、備考欄にコアタイムを記入したものを提出してください。もしくは就業時間が確認できるシフト表の添付をお願いします。

Q22 勤務地が不定(出張先が異なる等)の場合、就労証明書の勤務地や通勤時間はどのように記入すればよいですか。

A22 可能な限りでそれぞれの勤務地と通勤時間をご記入ください。

Q23 就労証明書は、代表者以外の所属長などによる証明でもよいですか。

A23 所属長に権限がある場合は構いません。

Q24 就労証明書の記載に誤りがあった場合、訂正印は必要ですか。

A24 必要です。会社印で訂正してください。

Q25 保護者が海外に赴任している場合でも就労証明書は必要ですか。

A25 必要です。

Q26 申請時より半年前に取得した就労証明書がありますが、添付書類として有効ですか。

A26 無効です。就労証明書の有効期間は発行日から3か月としておりますので、その期間を超える場合は再度取得してください。

Q27 転職や勤務時間の変更で就労時間や通勤時間が変わる予定で、勤務後にしか就労証明書が出せない場合、どうすればよいですか。

A27 就労証明書を取得した後、速やかに提出してください。変更後の就業内容が就労要件を満たしていない場合は、入所の登録を取消しします。

Q28 就労先で異動があった場合、再度就労証明書の提出は必要ですか。

A28 勤務先の住所や就労時間・日数に時間がなければ「利用申込内容変更及び延長保育中止届」の提出のみで構いません。

----- 利用料金について -----

Q29 バンビーホームを利用しない日があった場合に、児童育成料、延長保育利用料、おやつ代は減額されますか。

A29 減額はされません。バンビーホームの利用承認(登録)後は毎月月額利用料が発生し、利用日数に関わらず定額料金をお支払いいただきます。

Q30 児童育成料等の口座引落が残高不足等でできなかった場合、どうすればいいですか。

A30 翌月に再度口座振替を行いますので、口座にご準備いただくようお願いします。再振替もできなかった場合は、再振替ができなかった翌月に払込納付書を送付しますので、金融機関でお支払いください。(コンビニエンスストアでの払い込みはできません)

Q31 ひとり親世帯や就学援助の認定を受けている場合、児童育成料は減免されますか。

A31 児童育成料は、ひとり親世帯や就学援助の認定を受けているかではなく、非課税世帯と生活保護受給世帯の場合に減免されます。該当する場合に減免申請書を提出してください。

----- バンビーホームについて -----

Q32 各バンビーホームに入所の優先順位はありますか。

A32 所得や学年等による優先順位はありません。入所要件に該当している場合はバンビーホームを利用できます。

Q33 バンビーホームの通常保育の降所時間は何時になりますか、またお迎えは必要ですか。

A33 通常保育(17時)までの利用の場合、児童は集団もしくは一人帰りになりますが、保護者の方がお迎えに来ていただき降所することもできます(都祁バンビーホームについては必ず保護者等の送迎が必要となります。)。降所の時間は、連絡帳やメール等で必ず事前にバンビーホームにお伝えください。

Q34 延長保育を利用していますが、残業等で19時までに保護者が迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。

A34 延長保育を利用の場合は、必ず保護者等の方が19時までに迎えに来てください。19時を超えてのお迎えが繰り返される場合は、延長保育の利用を取り消すことがあります。

Q35 バンビーホームを使わない月がある場合、休所することはできますか。

A35 休所はできません。利用がない月でも月額料金は発生します。なお、利用予定がないため退所された後、再度バンビーホームのご利用を希望される場合は、入所の申請も再度必要となります。

Q36 平日に学校の代休日があった場合、バンビーホームは開所していますか。

A36 開所しています。

Q37 仕事が休みの日に用事があるのですが、バンビーホームの利用はできますか。

A37 利用できません。放課後児童クラブは就労等でご家庭に居ない世帯について、その間の児童の生活の場を提供する場所ですので、お休みの日はご家庭での保育をお願いします。

Q38 長期休業中のお昼ご飯にお弁当の提供はありますか。

A38 各長期休業中にお弁当の提供を行っております。(土日祝、年末年始等の除外日あり)
お弁当はご希望の場合にご利用できますので、自宅からお弁当を持参していただいても構いません。

Q39 保護者会費はどのくらいかかりますか。

A39 各バンビーホームにより会費や支払い方法が異なります。保護者会の詳細については各バンビーホームへお問い合わせください。

Q40 宿題をみてもらうことはできますか。

A40 宿題の時間を設けており、声掛け等を行います。支援員が勉強を教えたり、宿題が終わっているかの確認を行うことはできません。

Q41 おやつ時間はどのようなものが出ますか。

A41 ラムネ、ゼリー、スナック菓子等の市販のお菓子を提供します。

Q42 夏休みや春休み等長期休業期間の入所要件の変更はありますか。

A42 バンビーホームは原則通年利用としているため要件の変更はありません。